改正三河後風土記

三卷

貴重書

第

第

210
ナ
1-34A

改正三河後風記巻第二之目録

目録

一 東海道中ノ分強盗人傳言御糾之事
一 石田大谷花熨斗西国勢上坂之事
一 伏見城攻之事
一 御見舞之事
一 細川内室死列ノ分悪田池田加賀之馬ト内室之事
一 和州ニ高虎攻之事

愛知県文化会館
昭 33 7 30 和
35977
A210
1-34A

波正三河様風古記巻第三終

東照山道中付福人君八幡宮御出来之事

慶長五年六月十九日　神君大船場を
関地藤下り止めの小廿日のけ四日市場よ
着ま　吉康御船よ召て三州佐久島よ着せ
らるまとは田中兵部少輔　吉政は御供を勤ん
御先に於て以平の以力を下さるま廿一日
篠源下り以船をよせらる池田三左衛門輝政
以弊君の事をなまとは　吉田の城よ招請
し奉り饗応せらる　小栗氏先へ参り路次へ出迎へ池田宰相殿へ以申候良祥院
之致　廿二日下り白須賀以止り着　廿三日　遠州

濱松の城へ入らせ給ふ堀尾信濃守忠氏
饗し奉る其父帯刀吉晴越前府中
より参り謁し奉る上方の有様委しく
申上しは吉晴は越前へ帰りて
上方の動静を伺ひ関東へ注進すべし
信濃守をば陣中へ召具せらるべしと
命せられ吉晴は帰路三州池鯉鮒
泊らせらる廿四日佐夜の中山にて山内
對馬守一豊懸川の城より参りて豆腐
を奉る此夕嶋田に著せ給ふ（家忠日記）其
翌廿五日中村式部少輔一氏は駿府より

先に病に臥して駿府の城に有し
かば御道より村越茂助直吉を御使として
彼が病を訪せ給ひ其子一学忠一に長光
の御刀を賜る（藩翰譜）一氏府城の二丸へ迎奉り
家人横田内膳が家にて饗し奉り
御設し一氏は輿に舁せられ其席へ
参り一氏重病に枕さし今度御供
さむらハぬこそ遺恨なれ子共いかさま
ゆるしは弟彦左衛門を軍勢に添て参らせ
面りまゐらせてかなし陣に其旗若しけ
小く其組さへたくしつるは一氏又

我村孫兵衛大藪我八郎　小倉忠吉等
と云二人を見届せし為に出家人よ
加へられたる事を聞よりも出陣しを
蒙る此我村元は江州我村の地も我村
殿様の資則なるゆて今は一氏の如を
既して鎧とした出家人よりおきもし城
走村と改しとて（大成記）一氏の哀労の恵
しきを以後せしも其事を而せるし
是程の高命とは義をもの知らし
めさるりしとて出家法は一氏も流
なりしよりの不也せして杉もて一家の仕来

を頼まは引出物故に場て立なるの（蒲生家成績）
法四十四出家の意味の時に義の子より出れ（ハ）ものの
はと給さる一氏の度実録しく思召除く所御事も心得と
数へ其後は法見もる出の共六月の沼津
三枚橋の地よりく中村孫兵衛一家ア
出陣を勤は一家をおさもし或郎高命を
出発せしよの中に高陣へ入れ法せ方
陣代を勤しへしとて一家の伝田の
出陣を授らる此所へ事多伝法を出法
大久保治郎右衛忠隆出迎として江戸
より帰りの出は御家よりく始し
出番出はう今度八三浦弾正宿らせ

廿七日小西屋敷より若せらる樽を治郎兵衛
忠兵衛種々餐恵しける廿八日黄昏より
治らせのふ廿九日黄昏より石部へよりて
曙舟八幡宮へ参詣なしへと前津
町摺り船口へ舟を回さる先江湾
矢ヶ天より治させのふ却て潮干潟と
なり其辺浦先より続き半ば八岩本坊
乃山にて見るより下之の口四歩ばかり
西より出治を回りの八岩穴より八らせらる
矢城天を抜しのふ江湾乃餐とも赤を
浦め拾ひの漁しく魚を取りの坊より

皆くやとらへせのふ豆腐を買せのふ
殊に葉くと上の坊中の坊下れ坊ホ茶
漁人餐をよ近も白銀多目を下さるて
乃帰の時潮満ぬ乃ホ乃ホ乃ホ乃ホ
治らせのふ夫より汐瀬瀬を見させのふ
稲村浦より曙舟出星月夜の井ホと
四一昭八拾楽ちの茶をもるく書の下より若
のふ出出しなる上方大谷は海道を書
江戸より若海道をへしと治なられ此出
よりは四郎人の郎は一人も交らず書の下
四休長ホ下して四紫来を浦らるこ八幡宮より

山系清盛の神系にて其外の後が崇
を立て崇社草創の由緒を尋ぬる
別当所司代の諸源一て中上古由緒
抑崇社は往昔後冷泉院の御宇応保
多田満仲引佐れ源河内守源頼信の嫡子
始て摂津軍頼義公を受て奥州安倍
貞任先宗任を征伐せ給ふ時八幡大神宮
を祈請し給へ終に東夷を誅滅せ給ふ
寛平六年癸卯の秋八月石清水を
寄る勧請し竹藪を頂き東比郷に
根延せ給ふ人々若宮と申奉り其後

永保元年辛酉春二月清原の義家も又
八幡大神に祈請を立て給ふ同州の黄城
武衡家衡を忽に誅伐せ給ふ此八幡宮
四父頼義建立と云ふ且は平新成敗と
云事を崇め給へ此社に勅願せ給ふ
一つ遥に星霜移て其後治承四年癸
十二月源右大将頼朝公小林の郷
北山に移し宮殿を構へ崇社と号せ
ら所也的之場山専光坊良運を以て別当
職と一つ大庭平太景義を奉行
と一其事を報じ給へる也よりて也

頼朝に奉戒沐浴して思召しの
尚度いまの儀不本意なる何事と
云事を変せん神慮よりなんとて
宮崎の内なる神殿を月百姿の此
神恵をいく定て尚なを神殿と称す
草葉の宮社を宮と崇繁の礼を尚
なり聖年正月頼朝に参詣有て神馬
を献らる是より年々正月元日をいく
奉幣と定らるさるを頼朝にも又
此神実を報中まて橋平家を西海の
波に討沈し祇園大将軍の宣旨を
蒙らせ給ひ終に天下一統の覇業を成
らせ給ひ給ひ社領の所を寄ると中上
うは少なく 源家代々崇敬の社家
なりまたは世に源氏有へきの徴なる
べしと及ぶ天下治定の神社なり定国まう
山まは七月朔日源右衛門尉の社なり
源らせられて源氏の社なりなるせ
ゆえ此社は後に聖廟也く速て入海
芸藩を四り松風颯々として示徳の
新なるを告るとなへ海濤漫々と
して弘誓の海を示すらと思ふる前よ

測候海上のなし　九月より松樹陰濃之
每朱天の寒氣なれば曲橋を架し海汐
紙壇を浸し時々紺瑠璃を瑞垣す
しくうとうかも海者ら川波神前を過く
時は金沢の名を聞とよ尉うと給ふる
和光同塵の利益は何も面白しなりと
いへども海畔の鎌ハ契を結ふらもと
感せしる沖村地蔵を見やもとよ弱なる
海人の黄色切を並へ小丹鶴を小浦
陸やく巻の藻陸たく世の昔と流石哀
徒さ浦寂しなく山嶺城巻のまを

たく城若干ヤさも八雪は金沢の
稀名者ら宿らせの八堅二百金沢を
のし居八塚よ外うせのよ
中納言殿不門迎の迎よ おのひて大ア
和城よ入のひ八ら紹なく中村一氏病死
八告有は光長卷の美家光横四間絵
歩書をヤさも其紀法は五小美軍今
八下部外の補 土世八なく家法者ア家
ら八下さ侍 鑿よ方大名も四海ら多殺
八雲は迎し居八ら高名一名八二九
ア於ら嶋を八大袋八ま 吉之雲

金陳ひを敬ようう十五ヶ条の軍令を
作書さ伝解家の大小名一〻共軍令
違ゝ場種に而罰十五ヶ条の内文面ハ

一 喧嘩論ハ停止ゝ之若於
遠方ハ不論理非双方ゝ為ゝ成敗
其ゝ或ハ傷害或偽幻者ゝ好合
并隠者従事人ゝ以曲事ゝ家
急ゝ為ゝ為深罰若合用搭ゝ級
偽ゝ輩ハ如ゝ之人ゝ為曲事

一 先ゝ日不ゝ物見ゝ為成隠停止
ゝ事

一 先ゝ之義級雖ゝ名背軍法
者ゝ為曲事

一 味方ゝ忙ゝ於ゝ放火并濫妨掠奪
停止ゝ事 分捕ゝ之而教田畑ゝ
中法ゝ外ゝ不ゝ事

一 於敵地男女根ゝ不ゝ取事

一 子細ゝ有ゝ他ゝ国ゝ者ゝ交事者ハ
武具馬具ゝ之面ゝ一物ゝ共ゝ之人
夫賃ゝ及ゝ共ゝ為曲事

一 人数抑ゝ為脱道ゝ者ゝ不ゝ
隠ゝ中分ゝ 若根ゝ通ゝ於ゝ

由支たるへき事

一時之使として也れの者共と云共遠背すへからさる事

一法事奉行し長崎遠背すへからさる事

一持病ハ軍役のかたる日長柄を[illegible]物もたる事今後ハ但長柄ハ[illegible]物もたる事

一本おもへき事

一押買狼藉をへからさる事

一小荷駄を押事

さ[illegible]紙にて[illegible]付若遠背し族あハ由支たるへし

但酒宴中

一軍中に於て馬を取殺さる紙に[illegible]付事

一船酒[illegible]他に不交一人[illegible]たるへ人馬に不同乗事

一[illegible]くして陣拂すへからさる事

右之條々若遠背し軍法を乱者忽て厳罰科者也仍如件

慶長五年七月　日　源家康御判

神君若山若年より大小百余戦の内に新軍を定め給ひし
は小田原攻の時と此度と両人のみなり

石田三成と稱し軍役を敷し其後せの
先陣四の味方を招かんと檄文を作り
諸国へ書し名印を四一書りしの
文に云

自古今兵事豊臣秀吉奸人
なりし家康家し来流德川家康
お於之別恵顧八別依重禄の
恩若背恩亡古法蔑法人誰救
不悪し則之成者後代切者義類公
欲亡彼企お後不お招也者後指
揮而不動軍役若於不服者

石田大谷刑部の檄文　西国勢上坂事
大谷刑部の檄　吉隆八佐和山より帰国

所居於大坂之妻子悉令禁獄者也
併迷不淺之近治世治民之法
在此一挙 急揚戦池条干 大坂
守護 切者 指出 可 市 世 給 四 丈

如件

慶長五年六月廿七日

此文書ハ某家ニ藏せるを記して示す
此ハ中川家ニ傳ハりしを
此書ハ大谷吉繼の佐和山ニ籠居して居たる砌ニ中川家より
いふ者に東國ニ使ひし大谷ハ利長家の縁者ニ て元ハ部(?)ニ
云出る人なり 大谷とは 緣者 なりしなり 大谷家より 縁者にたりと
此て書を 諭せしかし 大谷は 利長ニ 縁者のことニ付 是非利長
傳をすゝめ 秀頼公の 為 とせんとて 大谷 家業を 守り家
不 宜 書 を 云 家 を 歎 く 所 謀 書 を 謀 は ん や と
同 時 ニ 東 を 大 谷 大 ニ 怒 り 一 大 事 を 謀 り
此 密 書 を 取 り 暗 に 是 を 速 ニ 迄 ニ 東 へ 行 て 人 と 攝 る
せんと 大谷の 家人 大 勢 て 攻 め て は 擱 捕 ん と し 家 中 大 ニ 騒 き
大谷の 家業の 如く 書 翰 を 以 て 八 大 谷 大 ニ 怒 り 家 中 ニ は

振く川勢ニ 其書ハ 前田家より 此方へ加州へ送りしと 紀氏ハ説之
家中は 大谷の 越前 敦賀 ニ 歸陣 して 小田原 ニ 在し時 加賀へ 下る
ときて 立家 し 時 大谷を めて 誓書を 書しめ 利長へ 送らしむ 利長
八月上旬 大聖寺を 攻落し 細呂木まで 此 誓書を 見て 加州へ
引返し たりしの 節 云説 ニ の
是よ 多く 記し 此事を 刪ぬ

実ハ前田芳春院を以
乃子左近将監秀以ヒし
内府公乃御孫より関東へかゝらんとせし
ちからの父を以諸事 大谷の指揮に従へと
越州し かまえは 大谷の縁家へ 云遣り
事乃 指南を受んとす 吉継令密回
之城と 謀を 合せ 以て 九月の役 大谷を
語らひ 秀頼公の 為ニ 義兵を 挙る
なり 其さも 関東へ 向ハ 思止り 速ニ

帰洛し父法印ニ告て石田ニ不従ノ意
よと教諭しけれは秀以承諾し
江州より引返し（秀秋の名は家康より与ふ秀秋の此字 初め秀俊と称し家康と[illegible]は）
（曾て不て家 [illegible]）斬て吉継は小西の大谷を語ら
いんとして居構執へ引返し三成は
其の者五千余人を引率し佐和山を発し
長束政家増田長盛等も従ひ
大坂へ到着し秀頼に陪侍し
てし 内府を亡し秀頼公の天下
磐石にならしむと申せは淀殿は
引く女心の浅ましさ頗る云ふまゝに 大方

気にひ三成を補正成よりも智勇を
称し其せらる事限なし 忠義の良臣
出ると云へるにひとり奉書の三成は
増田長盛等に宅まて評議を極め西国
諸大名へ回文を発し 参陣の催促す
是より先宇喜多中納言秀家へ家康を
討へき内々契約のことし 一日も早く
大坂へ出よとありしかは 諸事不知おさる
奉りしと中老しく 手後三成は増田長盛
長束政家と共に大坂諸士一統ニ
召集め 内府は萬ニ一も内意中十分

こと〻く絶て幼君の心歟と申伝へ侍る
大意は今度国事を企て君の心を
奪ひ奉り新帝を立て奉る事は実は
幼君の明聖の名を遠く世に
の天下を奪んなれは斗量せり上杉
中納言京都に上洛せしもさぶハ太閤
会津の田舎住なりしに時三年の間
条範を免さしは世上の幼主なり
さまたの京都に上洛なきハ現の幽鬼
を
内府を矢心なりとて法令を
を引率して幼君の敵を討奉る事を

討亡さは我の雲を晴し威勢小なて
終に四海を掌に大中とは成る
を〻く成ること〻し近年云華治り
て民太平の化に浴せるは全秀吉公
武威より所為を蔑し万民を苦
しめる故
内府一人の所為なり少人幼少
より今川義元の厚恩を蒙るに義元
織田信長公の為討死し信長は其子
氏政を補佐して義元の本軍せん
とは世に続き信長公を降参し氏政を
亡んとせし絶せるを
敵下山ようを

海ようも深き恩なれども和しん切者を
殺き天下を奪んと奸計を深くし
之威風より是を知る毛利宇喜多
西大尤大谷吉継四老来おと寄て謀
義を挙て伐せんと法出へ四文を
おせ出一八の方々を始諸方より志を加
よし大小名出て池上へ一之威おは切者
四名代として家康一家臣に佐竹義宣
東国より上り出て後より立変て謀を
討れは賊家より切者の御世嗣有
毛利きの輝元一同より仰せ出せん事一

迫さしの方と中納一条は前中の
四、之威は伊尹の忠太公望の智略も
是のはと一と威張一我も切者の
当惑と戦場より帰一敵方の四る恩
を報一まらの動きとと恨思しく
之威を忠臣義士と云さ称ち八方の
方に知れく毛利中納言輝元八四方名将
を引率一総別を定後一大坂
名城一宇喜多中納言秀家も急備を
おく名城一方全吉中納言秀秋も
親家をおく名城秀秋は木下紀伊守

家患然るに為すべきなり　世始太閤の
親なる故を播磨とせしめ　秀元の養子
とせしめんと思し給うふを以て
小早川隆景婚家を他人よ絶えせん
事心うく思ひ秀秋を以て隆景の
養子とし　筑前国名護屋九万石を隆景に
所領せり　太閤大よ喜ひ秀秋を隆景の
養子となされ秀秋筑前一国を望賜
して養子の任一旦は今と
相全き中納言となり孫にあり隆景に
家をは秀秋に譲り　輝元に家をは

是も元就の孫なれはとて　伊豫国
元春の子秀元を養子とはせしなり
秀秋元より二歳に遅く　はしめのみ
なれは我は故太閤の播磨の秀頼の為大事
なれはなんぞは捨たらん者は我なりかを
思ふに　物ふ二歳幼君の威を仮て
法大名と思ふ四文を送る事二歳に
威勢を振ふ程を為らんとし　是天下を
奪んの萌なるへしと心中に怒を含
むといへとも世間に公にして先大坂

薩摩にありし三成も同し覚なりけれは
太閤の孤子たれは率尓の挙動も
聞し難く増田安国寺と談して秀秋
の心を定めすらして味方に属せしむ
其外は久留米筑後侍従秀包島津
薩摩侍従義弘其子又八郎忠恒甥中務大輔
豊久 鍋島信濃守勝茂 小西摂津守行長
立花左近将監宗茂 小早川治部少輔
長宗我部宮内少輔盛親 蜂須賀
阿波守至鎮 宗対馬守義智 高橋右近将監
元種 有馬修理大夫晴信 相良宮内少輔

長毎 秋月三郎種長 高橋主膳正長行
伊藤民部大輔祐兵 筑紫上野介広門
毛利民部少輔高政 高田河内守
藤掛三河守永勝 生駒修理亮
服部土佐守 横浜民部少輔 奥山
雅楽助 多賀出雲守 杉若主殿
谷出羽守衛好 山崎左馬助家盛
山崎右京亮 赤松上総介則房 河尻
肥後守 木下右京進 脇坂中務少輔
安治 戸田民部少輔 太田飛騨守
熊谷内蔵允直盛 垣見和泉守家純

早川左馬　毛利壱岐守勝信　毛利
勘八　木村宗右衛門　村上右衛門尉
戸田武蔵守重政　小野木縫殿助公郷
菅平右衛門　福原右馬助[illegible]守高田
小右衛門　竹中伊豆守重利　吉川蔵人
廣[illegible]家安芸守を始として追々馳集る
者九万五千余人　大成紀 芸紫 宰相秀元之成
一味の事不同意といへとも其父輝元
今度大将と成上は従方なく先[illegible]る
むらく討死せん覚悟なりし　一統せしむ
豊り　将之倫　其外不識同は云もさらなり

播磨丹波但馬志摩伊勢近江美濃
尾張加賀越前の人数都合十五万七千人
此外諸家の武士馳集るはさしもの小
広き大坂を雖とも云へき所もなく秀頼
斯く三成正家長盛之人は又群集の
大小名諸士一統をかたらく書面を請はし
しむ　其文にいへらく
一　右人之奉行五人之年寄之誓之
二人　右之趣就守文　揃羽連判去歳後年寄之間
一　五人之書判飛之間　羽柴筑前守

方ニ事一度ハ堅切取取中ハ
之取ル人質取ル通路ル事
一京勝手ニ秋ハ之知ニ遠堅切
又ハ宵太閤様ハ終ニ討果城
欲ル数ハ能ク振ク班中規新
統ル事馬ル事
一刻切方ニ事一時ハ之ハ至城ハ
不及中一両次ハ之ハ数ハ者ニハ知
是又之者ニ堅切ヲ宵何ト出数
ル事ニ者ニ之ハ順地ハ第ル事
一伏見ニ城太閤様ハ之至ハ留ル居

此事一秋ニ人数ハ入至ル事
一十人ニ外堅切ハ是結ル数ハ裁
ニ事ニ堅切不数ハ是ル事
一改不様ハ屋ニハ居ル事
一西丸ニ如事九ハ軍勢寄事
一法士ニ妻子男ハ見ニハ帰ル法
ル事
一郷也ニ義ハ宵ハ法有名者
中ニ是ヲ合点秋ニ結縁ル事
一五人ニハ家老ハ一人ハ今判形
ル事

一若衆ニソクロをとらひ候者有之候ハゝ可為越度事
一内縁在之中入ハ嫌之挨拶私ニ
　赦免之事
右之趣ニ若少ニ而不立太閤様
御掟不背皆共ハ仰を以下々ハ
一人之衆ニ寄之手類相下段有之事
右定以仍如件
慶長五年七月七日　長束大蔵大輔
　石田治部少輔
　増田右衛門尉
　前田法印
　安藝中納言
　備前中納言

覺之趣　神君纂奪の思召ありて
太閤の遺言を皆々忘れむとの謀を巡らし
して大小名の心を一致させんと文通を
頻に致せし然るに斯て諸家の大小名ハ
各其営所に東を中ニ従ひさまさまの支度了
或律あるもいかゞ哉ハ一先帰国し
一旦在陣中赤之んと中て帰国を
何り党を操て天下二つに分ち東西
思ひくに大乱の世とはなりけり

者り又大坂ハ秀頼公の膝元殊更
琴浦大事一切りと名所の勤番を申
渡候

一 濱ゝ橋　毛利長門守
一 平野口　高槻城主
一 高麗橋　高田伊勢守
一 濱路橋　戸川土佐
一 備後橋　生駒雅楽頭
一 京町筋橋　筒井伊賀
一 久宝寺町橋　蜂須賀阿波
一 久宝寺口　竹中伊豆
一 安堂寺町橋　藤堂佐渡
一 天王寺口　桜井備前
一 中津口　上田主殿
一 馬場筋橋　真田信濃
一 平野口筋　山内土佐
一 玉造口　毛利豊後
一 高麗橋　谷干助
一 中ゝ濱　山内土佐

一 福島口　山口玄蕃
一 天王寺口　平野口
一 天王寺口　木村長門
一 大和口　京極若狭
一 福島川口　黄金部兼

右の通ゝ番所を設け番所に於て
ゆ様心付き事あるの時一切言葉止め
迷惑ゝ者を帰ゝ申渡ゝ
毛利大膳大夫
松平内匠頭
真田信濃

七月十四日

名元中

十四日頃石田ゝ二成より大津城を攻

第四 信濃

者り又大坂ハ秀頼ハ勝元殿ゟ
[illegible]
大事ハ[illegible]と名古屋ハ勘書を中
[illegible]

一 濱ゝ橋　毛利[illegible]
一 平野町　高槻[illegible]
一 高麗橋　高田[illegible]
一 濱橋　[illegible]
一 備後橋　生駒[illegible]
一 久太郎町橋　[illegible]
一 安治川橋　[illegible]
一 中津口　上田[illegible]
一 平野川筋　[illegible]
一 京口橋　谷[illegible]
一 天王寺口　[illegible]
一 玉造口　[illegible]
一 中之島　[illegible]

一 福島口　山口[illegible]
一 天満橋　木[illegible]
一 福島川口　[illegible]
一 天王寺口　[illegible]
一 大和口　[illegible]

右ハ[illegible]
[illegible]
[illegible]

七月十日

谷元中

十四日頃石田ニ成ゟ大津城ゟ[illegible]

宰相言次方へ使を立て人数大坂へ
義兵を挙げよ仍て大坂へ豊二の
四位方さらんと欲し諸人を召し
屈し申送り給ふ言次第の
なりなれば之成大よ怒り諸大名
二心抱く者ハ懲しめよ大津ハ城を
攻屈し申と仰せ徳川院御国ハ
言次ハ幼君母方よりとりてハ曾
四位方ハ人ちきはよ出く挙動も
如何なりとて手を打て打木河内
玄蕃を使として宰相殿より幼君

外戚ハ母方を思ひて何とて故
なく　内府より御接せられ　大坂へ
人数を出し申と作いてと呉人中
させ給ふ言次関く諸侯家の変形の
為義兵を挙げよ於くハ我何て
一味せさらんや人数ハ全く右国
之成幼君ハ家を仮く私ハ家を
直せんとなり奸臣明白なり我何て
心使よ徳業し国く為義よ論らんや
之成し者尚懐よ抑為せハ城を枕よ
討死せんとしたまし言と家老共尚懐

何の用意も形くの如き之儀なる大軍
を押寄せらるるとは防戦既に敗
先の事なりしかども一揆の人数を集めて
後詰の要害堅固なる国を以て後詰
を待せらるべし然るに中国の言葉
実なりと潔心あるべき其の然若忠義
を思人として大坂なる者なれば其後
宇喜多中納言の信長石田治部長束
前田玄家等の輩又多数の後詰を
以て家中多数出陣
内府は早く諸将を引率せらる

会津表農民向を以て彼表の地を発
なりと雖も事由なる三成関ヶ原
出陣を聞しかば紀州
京都には浦生右兵衛の警護
の業をつとめ家康を為されたる
弱年の者ども親族を代に小栗
丹後を始浦生時代の名を
者共別勇の者数十人選抜し其上
新参の人数を接く揃を国揃まう首を
刎ねて北国浦羽州の坂田国大浦
国他に伝州の他見国陸山国上田原

国毛沼国落水国上国ハ落合藤代武器
を以て別敵を深滅せしめ事
太閤様仰ら一父藤原ハ為ハ方へ
大方なるべし盛ハ又上杉家股肱の
臣なり也 西国ハ毛利隅国豊国ハ秀吉
武功の中若干ハ共人数地戦ハ
大概立方なり 時ハ一ハ一ハ藤原義
を奉ずる者一味の事なるべ上杉
佐竹東国の人数都合七万時も豊臣
諸家ハ常に勝利ハ思ハ
松平ハ家康ハ一味同義

徳川上方ハ義を挙ハ少ハ
光日 内府ハ徳川東国ハ西ハ諸
大名も存ぜず 敵孔一皆上方へ
逆徒ハ味方ハ 内府ハ力ハ
逆徒ハ和睦ハ扱を入ハ
ハ大光中ハ 芸者ハ
判退ハ後ハ 切腹ハ
ハ千秋万歳花ハ
ハ 秀家
大ハ 二成ハ

数万の人数大坂一到より集り人十万
余騎なり似たり　内府は桜井に着
陣入り又宇喜多秀家の又は小西行長
より方へ人を遣わし此之内の人へ
行きよりても軍勢を引き揃えて
おき陣せば勢を取られ一当早く
勝利を定らるべしと云われ各賛成
大坂より宇喜多秀家と石田三成
長束治部は浅野左右兵衛尉
毛利内府上方へ引取
一万一

上らるる於く其輝元に大坂を賛
宇喜多毛利の面々を切者の副将軍と
称し十三万の大軍を指揮一勝負を
一戦に決せらるべしと定まりこの度
三成又もやはり輝元に切者の後見
として大坂の西丸より出しく以来
秀元に安国寺恵瓊吉川義人完戸備前守と
石見せられ二万騎ばかり関東に
少数向御へさらと中国は各党
なりと国を取り
らも中国西丸四国寺居

改作方へ係せをこうく其門徒秀頼公
[illegible]
中道侍佐渡殿口説き取先と八郎
左衛門西九郎のみ作く世之乃
動揺も文より初し是非なく如房を
使し大坂城を立去一後て侍世乃
弱きを仏く大よ悔悔一古来の
事なれは奉行中より老一者侍
使をを計果一以後へ決をけ切腹
せへき者をと憤られも通下ぬ事
なりまは是非なく如房をハ立へ乃

方へ引取其外は伏見の城へ入よ乃
使者とよ古城一名もは毛利輝元
西九郎修らる引て又毛利宗瑞
等を立成一人数云八多始よ使見
乃城を攻元　内府の留守居名居
内義ちよ腹切らせ其より直よ天使
屋敷よ切腹仕る一三成八其以来逃亡
多毛乃為数日を へきうとを一うは
石田茂は此度よ使ひ乃者乃為先
使和と一立帰ら不日よ秀家ハ四一弟よ
毛浦へ働き　内府ハ方乃城く攻寄一

人数を討せ　内府より方へ向ハせらハく
足場能ほとく一戦を遂へし若又
内府より横箭らきは海道筋の
敵の如く攻落し給ハヽ尾方へ攻入
亜し其は早く帰城せらハ御見ん
城攻めは家人　高野越中　大山伯耆守
二千余の人数を添へ大坂に残し置
我はよき者に残しおき後へ下りて中座
三成は其よ大坂を出く佐和山へ帰る
ところ途中より大津の城へ籠内へ入
く出給ける其折候小西弥九郎は

三成は羅紗の合羽に陣笠着て三田
大手の門前に床机を据へ残し置
源蔵と云剛力一人召連て城内へ入れハ
京極高次三丸の客屋にお居て本丸へ
入へくとも出られ其の手も居らと
なし是迄に謀を致すべきは三成
日頃よ誓ひ殿勤の礼儀を尽し扱
申けるは今度秀頼公を治せと如へき
時節到来せ候に此の場是なされ
候ましと家入は先日は何とか関東に一味
の様に世上噂に候はんとも申候人

岡崎の三城なるものよりは殊に分れ義
和止よりなる孤城遠大坂表へ馳入其お
ひく万支出尾出さく某一名の抵下
院へ出と実類抵へ出忠義深肝要よ
ねい和義向の城へ来よ出せなるへと
中書侍る次は先日三城法大名入懲
の為下大津の城を攻んと云しを
法斧閉く押止め出さりとの事も少
及ハも三城侍しと思ハもしらとと
さらぬ体よして謝せらもたり高槻の
家人安藤文弥は元浅井家の郎人
なり婦川の城より生捕となりし法也
其勇士なりを以て免し小谷より帰され
生る安藤の三郎左衛門なりさるもしき
者なりを尼 今日石田三成の来るを待く
家老恩田伊勢を閉て多拾人逆徒の
後本石田三成の岩城へ来しこと乗ゐれ
生捕て横樹一閉来四一味の色と云
らもは彼へきと云伊勢田心せん山田
三蔵の赤尾伊豆を殺て名んと云るる
人三成を生けく敵の色と云るはい
岩槻周名なるなりし而へ大坂より大軍

攻寄くるは沼田城計にて一年恩の仇ひ
を思へと云安房守を頼く除ける八之城を
何度取くれ和ひる事にてなりとて敵
出城を攻掠しきとも攻しかく此八
之城をとらす大坂の宰もを始く諸
家沼城計八ぬけ出之城を制敵
宰相殿小も四月言を定め我もおを
後切はは何方申しき事なりすや
と云思田赤尾山田三家先代京極の
門を出しく　明智公へ忠義を立
申申とする迄明もなしとて明後

世人安房守少て名東西故諸方の名誉を
聞く思八を八幡殿も評論をへ一人今日
勝負を先之外事城を失八もんて
拾くは武士道八あるを失へしと
双方談論して日暮うもう之城は
果こ例をを告く城をお付和此へと
急きも都きも出とせり　世家東書一部
天元家記著書
始て

付足城攻之事

去後宇喜多毛利を始て小西行長
八博を攻取屋と評論する事

増田も盛りなれば伏見城の事は
太閤様御遺命の忠吉を以て日本
国中の人夫を召集め堅固に築かれ
兵粮矢玉武具共に沢山に貯へ
置かれしと備らまし此城を守る
四人の者共は内府若年の時より
仕へ来れる武士揃ひの者共之甚
近き者は味方と頼む城を守るへきは
わく半年に至近必死に極め御下知は
家康へ籠城いたし幸に城代
鳥居彦右衛門ハ多年知人なれは

城を明渡しなれば兵を加へ中へ来らると
存したとや宜しけれは家康卿も了承
我等も城へ入れハ佐野肥後守か如く頼む
城を明渡さるへきと思へは堅く守らん
られまいと有まじり増田か家人山川
半年を使として伏見城へ遣し
原書大坂へ益田ハ川口久助石田ハ増田也鍋島新七郎を使とし増田ハ此時石田は伏見城へ使し
半年を使として
彦右衛門元忠半年を本丸へ招
対面し半年増田か口上を演へ
候へは今度家康毛利並の三大老
内府公を失はんとするの所近日実否

の諸大名申合させ大軍をもつて
関東へ差発せられんとし其砌先
伏見の城を攻落さんと軍勢寄
も落は申に及す 内府公御留守の事なれ共
此度諸へうつんとは折此へとも大坂は
一本の支度取すは此く心の外に治く
内にも申さるに此度城は 関東秀頼公の
御城なりしとも秀頼公御幼年の事
内府公御預りなり今度会津表に
毛頭より名取も何に御留守居仰せ
らまし事にて 内府様御持城と

申まは言しこへは名取も秀頼公の
御使へ相渡されたるも名代の越度これなきも
成らずは早くも御城をは相渡さまし
関東へ下向し 内府公御馬にて
御推も御出公勤らまして先よに承御同心に
揃くは勢州表御海道の方は揃まき
家老共将を入置て全く其へくにとの
御上なり名居取り思ぶ候御下されに
御江上京取りに御先先須
内府関東へ下向の御留守に留守仕へ
と申渡さましに 内府より明渡しに

中略いく様が者ども内意を以て
明後日変化致て死ぬ中さんは心得
て一四人枝豆四てを変者白髪首
引出物をくれへくい其儀も内儀
下さいて一相又意内
内者へ内証在ればく内意儀さまこと
との内証意者一通を渡さい
内者ある今以内の内証きまおかくば
大坂方う尚様を明後一中へきら
中紙先様を秘よ討死致へしとして
仕下さるへきを明後へとの内意者
よ内内不仕合の内証と者ども少ら能く注意
被へいとく事年を帰し様四郎盛八は
返答をかく大よ感心せしう其様四郎
別頭郎を呼出し一城代酒井平次と
云ふ小四郎平井の頭八中村郎兵衛ども
出て答をし一酒色勘兵衛平次郎
様四郎の例よ右居しう七盛ら秋よ四郎
盛八多兵の返答少ら申しる一八平蔵
先程よう是まく取い盛仕り前後仕
中七盛も主は八の事ない所の様子
武士をしさく安ろくと仕情なき

事之と頼よ源よ恨申さう下為名居の
親を滅ぼる程有く関原一戦の後形山
城うなの時潔き者動して世て
誉を弘一世うに以上の次第の由緒を以て天皇
宣旨よりの通りの石田を叶被うと成
必ず人と云へ上り事書の石田の後を以て
被く要に成て十遂る名居城を懸ると迄云へ石田を頂
と成ると成ると成ると

いたまんも弾をなり色まで宇治へ帰陣
西一と敷洲をも九作者中こ少人
きし我分こそ八町人よ為なを九心近
町人ちゑんや名法ち治ち治ち一治八腰
切へ一と面色変一候を者居八は
力れく心よ任せよとて城内よ留主なり
う居へ伝兵衛肥後ち改伝ち籠城の人数
不知へかまとく来ち内義ち貴方
家老ち人く貴殿は大坂西丸八出ち居
ちをは大坂よ於く意と負もちへき
分ち大坂を遁ちく我くと思く籠城

せんと十さく案文よ必待らをしと
云伝兵衛ち室人ちむなり我も大坂
ちくをりたち西丸を出陣一十へ
と十来りしは其後者八前を別家へ
大をつけ切腹をへ一と伝ち来をしも
和例ち人く百度をも大坂八女房を捕ん
為西丸を出中へ陣一女房をは
よ居へ八方へ送ち大坂西丸をは出
れ八ちよ出ちさを出城へ出をハ名京
源ち何八面目をてう五分
内府ち へ伝兵衛を へき故ち人ちく八一番小

討死せんと思切くいたしへは内蒲は
さくさくなり高屋を始四面の居屋人共大
盛一幸信濃守九郎二人ともに甚方
守らるへしとの事なり肥後守八信濃守
九郎を誘死者は其後又相九へ移者
手頃迄も義経の併勝後は西九より方々
多居る方々使を立て口舌を合中調後
大坂へ一緒なるべく尚城討よりの大将として
向ひ申候ようしかも八幡宮尚城より
おなしさん事人々数を生まる増も城
なんっと存ぜは四方城おさるへしと

十 逆原勝後西ゝ　内府公の使方出て
籠城せしやと思ひ給ひしとも秀頼を
見放もいかゝやと思召一京都へ
上り改て内府を攻せんと使人城を
おくり京都へ引る去程に城内は
騒動なく評定して打口を定む西九は
多居者共西九は内蒲信濃守大
曲輪は松平忠政松平忠直は松平
右衛門佐九は伊勢肥後守江州代官
岩田左衛門源尾清十郎上林竹房内ゝ
籠ゝ城兵備に二十余人必死に覚悟

して堺を守る家よ今吉中納言秀秋は
若輩の時分より智恵深く石田三成より
世話になり秀秋の家老平岡頼勝は
黒田如水の縁者なり如水は三の関東方
なるに秀秋就業を為体豊臣の
小倉より如水せんとせるに知行如水
より使を度々送り中納言殿山陰
奸計を偽り家臣を多くの人さ様
其方深く計ひ一ての事なるに
石田へ内々内意の返答ひ如水は中津
より関東へ使を送り其方中上坐り

秀秋は大坂より帰り家邸へ帰り政所
の口論へ帰り人数三成派大名を御
秀頼の位と偽り私の宿意を遂れら
為奸計を巧む秀秋は
内府の恩蒙り一事なるは関東一味の
志を変せず知大坂の事は我が如くと
御見物致し加へんと申されしか
政所少々の一時も仕方志なり去程に
其人数の色を立ん事は彼風ふし
大坂なれば中よ但也御見物致よ向る
風一彼様なれば兄の御もこの事

るもは、我ホ伏見よりこの方、数と多くて
弓矢よりなる、後へ引き君よりも不思議
なりと云、我扱として城中へ入り輝元
秀家をもたらし、和睦を取結ばんと
我は秀頼の為なれば、毎日の様に我城中
へ入らんと大坂の衆とも秀頼の家
なりとて、城を攻んず叶はじと、我
我和睦を扱ひ日数を過ぎは
内府も必定と扱せらるべきは、其時
如意ならず　内府の城を攻もとと
なるなり秀秋も大坂へ寄る

後は、太田牛助、伏見の
城を攻おとされば、政所の御ゆかしき計策
も空くなり、政所も怒り、又秀秋も頼り
如意なりと思はれば、多居内府の方へ
使を遣し、我年頃　内府の恩情
忘難されば、名と立る義なれば、我勢
八千人具して、其城へ入るべし、人数
不足なるべし、其方も　内府も居せる
通りと中老八、さもしらと多居八、先日
清洛も扱ひ中納言しらと、我
不審なる故なる、何方へ同意不仕

[illegible]

内府へ対せらるべき[illegible]

内府より[illegible]

[illegible]

我くは城を[illegible]

[illegible]

内府[illegible]

[illegible]

[illegible]

之成り作和田へ係る時殿一亟たる言聞
敵中太山御書に長方は今吾中納言
秀秋堂人和泉守熊谷内蔵元毛利主膳
宗茂河内守立花宗茂九州の者大
変動の如く騒り聞人声山河を震動
して稲葉彼の章の如く只一時の事乱
んと汗水を出し攻撃むるとも名所
乱事問答後変事松平主殿助松平
右馬之助とも二河と乗出切掛数の
別の者必死の覚悟もく御城せ一
事也へ大軍を攻囲ともてもかしも

百せん多人矢倉渡櫓矢楯間の陸
与鉄砲射お一打お一矢も雨数の
如く充せば家の内の員死人山の
ごとく城は何前へ一とも見へ家の
大き攻りくも十日時の内数を費一
火業大箇を打を見て攻を大
城水弱り岩る鉄見へ敵の大きをもり
松平家忠は鳴海の後陣と先き人智
時気を見門を開て家くの西野の
言腰太山は二千余人横合き家く
急るを見て家忠怪く人数を引纏へ

川辺氏者ゟ兵を入れ申ゟ[illegible]
[illegible]城陣ゟ配り重なる[illegible]を[illegible]
[illegible]は[illegible]石田の人数を[illegible]
川辺氏石田の家人[illegible]孫[illegible]大石[illegible]
[illegible]石田方の[illegible]三人[illegible]
[illegible]者ゟ[illegible]城内小勢と[illegible]
[illegible]ゟ[illegible]城を[illegible]て[illegible]義濃
尾張ゟ[illegible]
[illegible]て[illegible]ゟ[illegible]事[illegible]
若国東勢[illegible]
[illegible]

市[illegible]ゟ[illegible]の中ゟ[illegible]県[illegible]として甲賀
の者[illegible]は[illegible]者[illegible]を[illegible]
松丸ゟ[illegible]の甲賀者の中ゟ山口
宗[illegible]永原十内ゟ[illegible]矢文を[illegible]
若方ゟ中合回忠[illegible]城内[illegible]大を放ち
内通[illegible]ゟ[illegible]
[illegible]ゟ[illegible]
[illegible]故[illegible]
[illegible]
[illegible]者ゟ大ゟ[illegible]甲賀者四拾人中合
[illegible]重ゟ[illegible]城内[illegible]火[illegible]

揚ゝ内熟ゝ一と返ゝ云ひ先ゝ
多居衆中八家人源清左衛門を
倒東へ発向とて大坂の大軍伝聞
を攻囲ゆ清左衛門
山口永原の返書を清く大よ恨ひ無沙
汰家へ告ゝ清ゝ左へ一熟攻の
用意して清水七月廿九日夜子刻城内
松丸を始其外一族ゝ切ゝ取せ城
城を出ひ思ひ家ゝさら書まして大了
根掘を家よ出ひ家を一回よ城を
乱入せんとひ清水一よの軍勢は

根来橋ゝ松丸へ攻入らんとせる松
多居ゝ清左衛門を堅く守ゝ
却ひ清水勢は思ひ外よ家を
立ひ出るなく城をしゝは城を又ゝ
門を立ひさるとゝ家ゝは内を八者
を制めは差物を つるべよ岡八
声を発一統方一回よ攻立ひ城を
内を八者をとは却ひ兵力を尽し
防戦ひ松丸を守ゝ城を八内を
甲冑者ゝ火を放ゝ書切一分
ゝは家ゝは大騒して乱入せ

防戦に敗れ岩間兵庫と二林所右衛門
討死し、原尾清十郎は生捕られ、
此後は大道を敵に防しの大道
列を焼死も無し、八月朔日
名護屋を守り、松平家忠は
多勝を知り、孔人なる敵を防き
其分も能を抜き、中八の者よ立働
一番に今吉中納言の家人比奇清
角物地蔵能を合田清蔵に
声をうけ角物屋より能を
前を取り比奇清田清右衛門
引く松九名護屋を破り
二九を守りたる松平家忠は連も
防戦叶ふ南、と覚へ、自分
能を抜く家忠清の大勝を
よし家退くは去れ家忠は泳ぎ
家の御方は相手八家忠
清の後を別れ去者八為
ちは此眼を家れ杉を大勝の敵を
家例一力を一勇戦一生涯
二歳家子部は八拾五人同一枕一
討死し家忠の祖父大炊助好京八郎

四年十月十日二子小長良出て死し
父と親和作忠八天正三年五月廿一日因幡
守長の戦に討死し今の家老此月
朔日岩塚に討死し二代共に清き名乃為
国の為討死を遂る例少き事と申り
家老の者共は列不申此はけ多く西丸を
守りし内長良家の家老は少年なり
射撃乃為を將きりしは西丸乃
門を押寄き家に若干射倒したり
さるとも敵共の次第なる門内に充満し
多く八家長長安長次郎了四人
我は故迫りし時に腹切へし此
小一郎を刺そと云ひく陣屋へ入て
焼死を欲せしに火をかけ其中に
入くに親父之男小一郎元長は年十六歳
家老乃先陣にて和泉と敵対して
十ヶ所消剣を振りしに八川迫し父と
同く自害せんと為て入れは陣屋小
火をうしに成は甲冑捨く腹切く
極火乃中へ充入先陣八徒跣なる又衰
なる長朝なり先を見て不所の勇士
安長次郎松井義兵衛長門吉兵

東国之九郎、糟谷治部、四十郎、大岡
孫太郎、巨海三郎、河村金助、海老名
源尾之義、中條之郎、三郎、合十人
一足も引ず討死也、本丸八郎、佐野五郎
義重、義盛、義行、相図の様、裏より攻
懸くるを、しらば金吾の勢、後小松
大よ死傷せり、秋の佐大将、杉浦
三郎、馬を秋よ、若く、矢を多く放させ
給ふ、此内大敵、橋よ、城付、城兵加茂
九郎、義盛、橋よより、此内を、清さんとせり
共、多内矢よ、中り、乱場へ、相墨、討死

郎、て、本丸の、北殿、出て、城より、多居
の者、義重、の、例へ、来り、今は、防戦
の、術なく、見へ、日、暮、
十、義重、少て、我、味方、不、来、
敵を、欺り、行、歩、出、
汝、本、必死、の、戦を、見て、黄泉、の、思
せんと、本丸、の、門、開、
者、を、如、一、波、方、より、
之、
於、東、六、義、多、居、橋、平、多、山、義、大、
出、
郎、勇、士、

元忠も戦ひ敗れて長刀を杖とし石段
下に腰をかけ休居たりしを時村
此後も屋を紀州雑賀の者雑賀
孫一郎（孫一郎が父孫市と云ふ）池辺に隠れ
見て元忠を出城の大将と名乗
なるを首切て来る名を世とせんと思ひ孫一郎
なく相手に成ぬ所に四位の人事勿論
外し四月害死さは四位の中にて四位
を殺すべしと云ふ元忠覚悟して
敵に出城中不天晴神明の守り首は城
ゆくまでも迷魂の為に成よう仏菩提の

上より脇差を突き通せば孫一郎首を
捨て逃げ出の陣所へ引退き孫八十九頭の
火焼よりは高くも低くも引出せり
我家は元忠家忠近忠の首を大坂へ
送り輝元長盛実検して京桜の
象前せり其時佐野屋新蔵と云
京の町人なる元忠の恩顧なる者
なりしが元忠の首を奪い紀州へ
義送し善悪の為一寺を建立し
親見院と号したり元忠は今年
六拾二歳清流院浄宗居士と法諱

せう元信見城七月十日攻開ら八月
朔日ハ義城し光元忠ら妻は武田ら
家の馬場弟信ら氏勝ら女なり一ら伊兄
義勝ハ也をなり城ハ出をなく松丸小
横矢をう城一迄らくハ此九ら義城
ハ一と中者ら家して其外のなく
なり一去者ハ女なりと少人舌を始ひ
しとて 天元実紀 春集
細川内室貞到 肖恵田池田加賀
有馬内室ら事
七月十七日朱印大坂ハ入りホ
ら映姫ハ物ひ同心五宿ハ一つをく
細川城中ら忠興ら大坂ハ屋敷を取開
其后いらとなをは其ひ後大名ハ
人質ひして妻子は居大坂の屋敷
ハ一ら至ら人をは此節ら居ら
順ら入遣ら事も多へきうと毛利
輝元博田長束ハ事ハ心を昭一ら
ひて一寄云を嵩く云ら至く為ら
れく警固させらる 内府ら従ひ関東
下向せ一出ハ妻子は刺して大坂
和丸ハ丸入ら至て御ら入へしと評議一定し

光秀の母は細川家の侍女なれば、若き時より
ふかく細川家に出入りし、小倉の原
の合戦に、石見稲富伊賀守の鉄砲
を放ちしことなども、敵の仇なれども
幸忠を敵方を撃ちしに、後に
若き時、横川の寺の住僧
敵方を刺殺し、敵の月数を
過ぎしと評せらるるは、忠興の内室
の人の留守居を殺害して自殺
世の道理なるべし。幸氏紀さまとも
なるべき、我が父は、明智日向守光秀
とく、妻を離せ。天下の大罪人、
敵の我が家に、吾が妻の不貞
光秀は、軍帳紅閨の契深くとも
いへども、道理の為に結びまつる事、武士
の義なれば、心残りなれども、離別せんと
去れば、光秀一門に、後代、又逆賊の名
をなんとなく、門に、武士の義と云ふ
なれば、逆賊の名を、後代に残さじ
と、光秀、天下の逆賊、一門一族、
亡び、自ら、孤寡の如きを、ひとり
後人に、逆賊と言はるる、偽充の契

[illegible]中と[illegible]加めるこ[illegible]武士の義を[illegible]
[illegible]の[illegible]敵一[illegible]　内府と一味[illegible]人[illegible]
[illegible]へ[illegible]向[illegible]上方[illegible]蜂起
[illegible]　内府を[illegible]京都[illegible]義[illegible]
[illegible]へ[illegible]ハ自[illegible]
[illegible]敵の[illegible]
[illegible]四ヶ[illegible]
[illegible]心[illegible]
流[illegible]
[illegible]

[illegible]と中切[illegible]我[illegible]
[illegible]
一[illegible]
[illegible]及[illegible]
[illegible]人数[illegible]
[illegible]人[illegible]
[illegible]女[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

侍共を制し大坂の人数に矢一筋も
放へからず今は時刻もよろしく要不清せよと
云はるゝ守刀抜放し帷子袴にて門の
ほりへ寄たる正矢流石に内家の例
迫く云られんかと云れども思ひ久保は
御立たる長刀をれく次の間より門を
突出し我も所作仕へしと言声小姓ゆ
腹を切河内殿石見八郎殿内家被例へ
火を吹く全体御腹切と出る切腹を石見
若意田也六郎二人を不指し手負
を去られ後切く死に稲富伊賀八

内家の自害をなく中の間より多く
迫し書院より遣出く行方知れしなり
あり後に細川忠興稲富伊賀の屋敷を
勝く前分へしと捜索をし一の隠居
忠吉は伊賀御殿の門内に隠れ
細川家へ来り一人入遣させ一貫と
号し石仕り屋敷より有しとて細川の
内家を立退く物へ取入まんとせし和
泉守殿へ事よりのひらは大坂の者ホ
大よ寄も法大名の妻子を立籠り人質
せんとして搦しをるるよ及ひ却て

然と言う儒者も頼まれなくて先くもうせよ後は
多くの人供として城門に至ることもなく深沈
処しせりとて事書も度々四方へ送り石田の物
十才の女子八才の男子を元和二年九月廿日
石田の妻を逆殺して後殺死せり云々
惟世家に是田家の留守居栗田郡兵衛
毛利太郎宗房卿の七男八郎の家の沙汰
を伝へ大よ聞きしかば公用繁多なる故
別段
門前に隙心の仏僧方と八郎方
さ沙者もの一面公の奥方を大坂へ
取られそは力なし下、市深へ

家ふす屋一と間減を拵えり手頃
是田家に目を勤る天満の城本屋小右衛
いへる市人なりし志の者も家
先山崎の家迄かれ長敬の面門宗
毛利太郎宗房卿の七男八郎二人附添て
旅一せり小荷奥の方の板賀を乞用
なく奥を変市り物騒きし時八二人の
門宗を家のへ隠し置たり手後果て
城門より物とし新兵六七百人是田の家
ありかれ水出家の面奥方八子四郎
居らるやと問留る居あて物とし

財西一[illegible]の[illegible]て[illegible]中て[illegible]
[illegible]の[illegible]後又[illegible]
[illegible]を出ハ[illegible]
[illegible]
[illegible]

切死なすへしと言語に絶する所なり船頭
頭取共は早速船を右へと小早船を
漕ぎたり右の乗組みらんを後たれ
ども船頭は川口より出川口の勤番
者共は右の乗と知へなれ八勤番
の者をして船中を改めは若此船中に
少て船中を改めは若此船中に
如水父子の人数を隠し置たとの事
歟否一説は其元乗方船に乗り
船中へ乗込んへしといへ共八は
心を々ゆるせり

却て敵方へ帰る太右の乗る船解の口
を出し川口を乗切り打出
思方の用意へ少く出八月の月は豊前
中津へ着船せり大坂屋敷より黒田
平作殿も跡より大坂を思ひ播州路へ
下り帰藩せり船より船へ中津へ着
如水君蜀中居たの軍勢を集せり
千波口宮市左衛門人大坂屋敷より強り
長く成日浦市右衛門八幡を攻也如水長政両人
の乗方黒蜀中居の者急く逐電し
行方を知らしとの変れ事ようと

雇ひ、穿鑿せしかとも、遂に有名なる人とも
為ることを成めなる男子なれとも、早く廃業を意て
中途へ帰りぬ。池田之藩、輝政の夫人は
神君の姫君にて、豊も大坂の廃業より
隠られたりしかは、山口左馬允家、盛は池田家の
縁者なりしかは、彼家留居方と問ひ
しに、二藩とも要方者なり、殊に盛の病ちなれは
保養の為、北山辺へ遣はしたへしと
答へ、中よりは、人の男子は廃業より
留置要方なれは、素々家柄相応、三田へ
遣し、北山殺させ度よし、博田長盛へ

出貴ひしかは、博田も頃来聞く、輝元へ
相談し、彼は要方は左馬允より頼まれ
大坂より留置へしと、左馬允留居
方より内談し、人の切腹をも支へと
固く言ひ、遂に三田へ遣はし、北山
内に、家柄を以て関東へ中上げ、左
馬允の志を厚く感せしめ、後に
とて無後家名、大坂陣大名嘉子
遣し、和九へ入らるへしと申渡ける
左馬允家は、婚入の女なるく、輝政の
婚之処、毒力量なるこへ、有り、嘉し

あるときは左馬允常に聞くも嘶うし
ともて此時喜ぶ事の余りの余りに出光へ
給ふ〳〵と中々なれば妻大に怒り武士
の人質として妻子を召し置く〳〵
〳〵ぬ事なるに内外最期の妻となる
光明輝政の奥方より早く順礼に成り
自身は故の姫よりもたんとしく支度を始
の時なりんや愛妻愛子を捨て城へ
入る後へ自ら腹を切て死し給へ〳〵
なるは利達つく死し給へと嘶へ
給へ〳〵守刀を抜く左馬允の面を刺へ
動かし城に左馬允大に驚れ全く我
慢なりと千謝万謝して御しゆ様の
無き妻は侍女に入石達侍馬の家の
光輝政の家の嘶り尼となりて天竺流
号しける其後は浦盥牧場へ押入
なる事なり此尼は出刀を以て三人
まで殺害しなれば浦盥牧は大に
驚れ逃出しとて加藤清正は清正の
内室を国の為さんとて前田侯大木
左衛門殿の横川助左衛門と御後
助左衛門と稱し給法名の宅より

京物にて其方の方を聞きて編帽子を
被り夜番を後にまわり番所に
至る所番人共を呼ぶに加賀屋の家人
なり夜中なるに押しく面倒の様子なる
よし出さぬ日を定めて別の如く様来
もれば番人も梶川を見ぬく例の番人
なりしは者一うんとうく色一あり
廿日計りなる大木梶川家しまうの
内室を被奪物よの世夜番をなす
梶川はしも其事ぬる事なく常の様子
見せず面倒を申す大木左位は見へ隠
れ一体法に逆流り見送り来りしも
番人見留る者なきは別なく番所
を出るまで今宵は梶川の宅にて通を
明らし一度の記録事せしの記事なる
水桶より底をたゝへ水をたゝへ下る内室を
隠し一度川口へ流れ一名的和番所
にて波あれども見えらるゝ十日時て
肥後守へ来られし大木左位は源ようの
家り肥後より帰りしは清正大木梶川の
挙動を感しく重く思ふを仕なる
とも加賀左馬助家内の内室を強所

松浦へ家さんと松浦様より加賞内記
細川様より恩田九郎兵衛様へ渡し
細川様より恩田九郎兵衛様へ渡し
尼ヶ浦迄登りなる大坂川口の番所
共と大坂より豫州へ人数乗船
風況も少へ
大下ヶ之川村を一人殺して豫州へ
渡る拾七尼ヶ浦へ漁父を乗せ船
隠して川口を通りし風説小西
内家へ親類しなる下一角は女八幡
心一つ万事無一事故安堂寺

免も角も直く計らひ給へ
拾七郎ヶ内に元ても家元也と
中ヶ内家に親中をらるとも
風説を
を結へ
人数を
形くに
為ヶ
某ヶ
云ヶ
井樓を

柳を中心にとり廻四方に花壇を形
用意して守り居る又右馬丞義氏
豊氏の内室は松平源七郎信忠の
女なりき　無　神君の姫君は此度
右馬の家に入輿せしもいまだ世子も
生さる頃なりしかば殊に想像よりたし
今の為居の者ともおのおのに光彩の
和るおとなう異様をなる和の感る
隠一新せて前一にもせんとて
其ものを告げるは内室ゆめうも為居
人面に却後せり上八幡宮の事は

子面一にあるとも重要の役の四面頃
をはの横頃なるは八宝てりの通なるを
中こりの雅るへ一法平の頃横壁の
こ本は和の為をも一といへとも是以
故中形を強へるを不の此れ
なり一いよ大坂を出て彩なく故の
のの海の見を事よりのく身の
後は和ちしん唯此面数をおの
して奉の中より使るとも雅く辞退
しく門外へ出へうとしも是此よ
為ることなりは其為自害をへと

[illegible]

[illegible]

[illegible]

右田三郎より深度申されハ大坂にて申り
ましの中の方々を清くこる所場後を
池田屋を浪士を抑付こる丸の場を
南多国橋を西条ハ名律四郎の所にて
関東へ下向一たり留る居の家元未来
後者より討面一たる物をもつてハ国橋の
父吉郎殿の西条ハ右関元より多く一
めさまたる者ハ殊更恩顧厚く
大和大納言殿へ渡しまこと家の老職と
なりて居るハ和州言丸の城をも預
かりハ西条ハ西条の家に強くの者し

まて豊臣家の恩忘へ難しとて
大坂の四体方せんハ旬偏なり若き世の
極勢よ作る上意思宵一四歳の子を
孤すると御力ハ討ものを右四郎左衛門を
四ら人へ一人と中老ハ留る居の者ハ
いつせんと浮説も来と改せさる和へ大坂の
人数ハ城内へ抑よせ返言葉義て
及ハ潜浪さんとしめ世ち城よハ
西条の殿南多世ち西条殿の家元
より使者を一国橋ハ秀頼公御
乃中殿より名律左衛門の人数て和へ

関東へ下向致候ハ[illegible]
[illegible]
[illegible]

一攝津國攻落さんと攻具を用意し
押寄るに此城地形えうこうにして
絲へ口より続く山にて路険阻なり進む
処に一面堅固なる路も狭く孤城岩強
に拠り難き為に要害力攻の法如何
と云に攻口とくつろけ甲斐の者共
中より名を撰出る思入上手を撰
おし一面に撰へ思入り焼落さんと
計りしかは此者共用意してもこの
火箭を支度し夜に紛れ岩を伝ひ
木の根を攀登り城に近く思入
先う撰出しなる者と思しの入事と
なんと用意して四方を取巻き火箭
迫重おもはは何やらん物音さえ絶
なるも捜索せし能く山の明言て
云く強き者なれは小勇を立て
搦捕さんと云 何ハせんと何ハは紛れ
草木を吉して何ハたるし紛れ城
大に騒き思こそへたを近しかと
思ハう案内ハ紛たり能く捜しおし
遠く搦ハうとて一人はは足の指を
切取器を刺く迫迫し云は足を

[illegible]ん[illegible]く攻よせへ[illegible]を是程の小城いか[illegible]ほど要害[illegible]せよ大軍[illegible]切[illegible]
と云事とへ[illegible]り一方より攻入[illegible]
四方一回よりをもやしと竹把[illegible]の[illegible]
なく城下の士民[illegible]火をうけて焼[illegible]
紛れて攻よる城[illegible]より藁を[illegible]れは
嚴[illegible]牧も[illegible]ほ[illegible]の言[illegible]
すハ[illegible]れ怒る事へ[illegible]して云理[illegible]
城攻すると[illegible]へ[illegible]とて[illegible]
[illegible]弓鉄砲御[illegible]大木大石を積[illegible]
[illegible]知らぬ[illegible]やもくと[illegible]

一[illegible]て[illegible]つと敵ちかくを[illegible]坂中近
[illegible]まり[illegible]の軍[illegible]を[illegible]
[illegible]らんとすれは[illegible]
して後う怒く退[illegible]
細くしく[illegible]
なあらへは三方より弓鉄砲を両[illegible]
ことく敵[illegible]
法[illegible]て動[illegible]
城[illegible]力を[illegible]弓鉄砲を[illegible]
[illegible]を[illegible]
を例[illegible]

さまたげなく生殘りたる者も祇を
蒙り討後はつゝして攻事も叶ひ
大坂へ引返し関ヶ原一戦の後
神君御上洛の武威の御名を世
に高く四海に鳴りしとぞ

改正三河後風土記巻之拾終

愛　知　県
1103264704